

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁方法の特例を定めるため、規約の一部を変更するものです。

【制度の概要】

後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合を設立し、広域連合が運営主体となることが高齢者の医療の確保に関する法律で定められています。広域連合の運営により財政リスクの軽減を図り、安定した制度運営が可能となるほか、事務処理の効率化が図られています。

後期高齢者医療制度における保険給付の財源は、患者の自己負担を除き、公費（国・都・区市町村の負担が約5割）と現役世代からの支援（国民健康保険や被用者保険等からの負担が約4割）のほか、被保険者の保険料（約1割）となっており、保険料で賄うべき割合は、2年ごとに見直しています。

保険料の見直しに当たっては、保険料の負担が急激に増加しないようにするため、各区市町村の一般会計から経費を負担するかどうかを検討しています。一般会計から経費を負担する場合には、規約の変更が必要になります。

【内容】

令和8年度分及び令和9年度分の保険料の負担の軽減のために、関係区市町村の一般会計から経費を負担することとします。

【施行期日】

令和8年4月1日